

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

○本村の平成29年度一般会計予算における経費の充当状況は次のとおりです。

（歳入）地方消費税交付金のうち、地方消費税引き上げ分に伴う増収分 15,793千円

（歳出）地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策の経費 211,199千円

（単位：千円）

区 分		予 算 額	財 源 内 訳	
			特定財源	一般財源
社 会 福 祉	児 童 福 祉	74,635	49,949	24,686
	母 子 福 祉	1,423	0	1,423
	高 齢 者 福 祉	24,876	69	24,807
	障 害 者 福 祉	84,836	62,363	22,473
	そ の 他	25,429	670	24,759
合 計		211,199	113,051	98,148
一般財源のうち地方消費税交付金（社会保障財源化分）		/	/	15,793